

藤沢市学校運営協議会規則の制定について
藤沢市学校運営協議会規則を次のように制定する。

2021年（令和3年）3月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2021年（令和3年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会に関し、必要な事項を定める必要による。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

第四節 学校運営協議会

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について1の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する生徒，児童又は幼児の保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民，対象学校に在籍する生徒，児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

藤沢市学校運営協議会規則をここに公布する。

令和3年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する「対象学校」をいう。以下同じ。）の校長、保護者及び地域住民の意見を反映するよう努めるものとする。

2 教育委員会は、協議会を設置したときは、対象学校の校長に対して、その旨を通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育目標及び運営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 前各号に掲げるもののほか学校運営に関し必要な事項

(学校運営等に関する意見の申し出)

第4条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、特定の個人に関する意見を除く。

- (1) 学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見
- (2) 学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見

(委員)

第5条 協議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、任命又は委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育長が適当と認める者

2 委員の任命にあたっては、教育委員会は、対象学校の校長と協議するものとする。この場合において、当該校長は、委員の推薦をすることができる。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 教育委員会は、第10条の規定により委員を解任した場合には、速やかに新たな委員を任命するものとする。この場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第6条 委員の報酬については、藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則(昭和43年藤沢市規則第22号)に定めるところによる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、対象学校の校長と協議の上、開催日までに議案を示して、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関する協議及び議決に加わることができない。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(委員の解任)

第10条 教育委員会は、委員本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第5条第5項の規定に反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任するに相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、対象学校が行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。